

岩手県告示第407号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成20年岩手県告示第530号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

平成21年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市盛岡駅西通一丁目の一部、盛岡駅西通二丁目の一部及び城西町の一部
- 2 実施した期間 平成20年7月1日から平成21年3月9日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（土地区画整理事業に伴う基準点測量）